

ヲ右方置也、此時ハ空納ノ提ヲバ、不並居、二鉢ヲ居ル時ハ、上方ノ鉢ノ右ニ匙ヲバ可置、同時若匙ヲ別ノ折敷ニ置テ居ハ、粥ニ鉢カ次可置提ハ、匙折敷ノ次可居也、朝覲行幸御裝束時如此置之トモ不覺悟、但理之所之尤可居之歟、

〔三中口傳〕六本外追物事

御酒盞

暑預粥

右兩種之外不可有之、暑預粥入提追供事、雖非法式可隨體歟、御酒盛片口鉢子無異儀、〔雅亮裝束抄上〕大將あるじの事

だいきやうのをんざとは、ことほて、おほゆかにおりゐて、かうぶつとて、つちたかつきををしきにしたるさかなくだものをまいらせ、又いもがゆなどまいらせて、略下

〔北上記〕雪見の肴の事、いもがゆと申物なり、山の芋をあぶらにてたつし候て、さかなにするなり、それをはし一にて喰と申儀あり、是は公家衆の御説とも申候、されども覺悟有べき事也、

〔續古事談王道后宮〕一條院圓融寺へ御幸アリケルニ、御拜ハテ、御對面シ給時ニ、クタ物イモガユナドマイラセテ後、主上釣殿ニイデ給テ、上達部ヲメシテツイガサ子給フ、

〔定家朝臣記〕康平三年七月十七日癸卯、大饗料理次第、納言以下略中、穩座削氷、暑預粥代、

四年十二月廿日己亥、有、太政大臣召事、各自去十八日、未刻殿下、藤原頼通、令參給、自左衛門、即御坐御

直廬、大内記成季覽宣命草、申刻有節會、略中、次出御里亭、東門左大臣以下於南庭有拜禮、左近少將俊明取御沓

此間秉燭、各以著座、略中、次敷穩座、供肴、次召人參、盃酌兩三巡後、供薯蕷粥、

〔今昔物語 二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔利仁ノ將軍ト云人有ケリ、若カリケル時ハ、口ト申ケル、其時ノ一ノ人ノ御許ニ、恪勤ニナシ候ケル、越前國ニ口口ノ有仁ト云ケル勢徳ノ者ノ聳ニテナン有ケレバ、常ニ彼國ニゾ住ケル、